

諮問番号：諮問第 285 号

答申番号：答申第 285 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市八幡西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

（１）本件処分において、本来の保護費支給額 81,440 円から別途支給額 20,000 円を差し引いたのは違法又は不当と考える。

（２）令和 5 年 7 月 13 日付けの決定年月日を同年 8 月 1 日、決定理由を分割支給の開始する生活保護変更決定通知書には、手書きで毎月「1 日の支給を含めて 3 回に分けて保護費を窓口で支給いたします」と記載されているが、これは処分庁の職員が書き込んだものである。

また、「保護費の中からあなたにかわって福祉事務所が支払う金額」の項「別途支給額」の欄の「20,000 円」は、審査請求人が何らかの負債を負い、それを処分庁が審査請求人に代わり弁済したので、これを差し引くという意味である。これは法律の専門家は法に違背していると断言している。

結局、同年 8 月から毎月 20,000 円を保護費から差し引くことを示しているものである。

（３）保護費の 3 回分割支給と言っても、同年 8 月 1 日の保護費支給日から 1 か月後に先送りされたが、年金も合わせて 100,000 円未満で生活し、毎月月末には水と黄な粉で飢えをしのいでいるので 1 か月遅れの支給は大変堪えた。

（４）令和 5 年 12 月 6 日付けで審査請求を提起したところ、処分庁の職員から分割支給

をやめた旨が口頭で伝達された。

2 審査庁の主張の要旨

審査請求人に係る令和 5 年 12 月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は理由がないので棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 保護費の算定について

処分庁は、保護費の算定を行った上で本件処分を行っているが、審査請求人世帯の状況に鑑み、令和 5 年 12 月 1 日時点で「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月厚生省告示第 158 号）を当てはめて算定したところ、その算定には誤りがないものと認められる。

なお、令和 5 年 12 月分保護費支給額 81,440 円のうち、別途支給とされた 20,000 円については、審査請求人が同年 12 月 26 日に受領していることが認められる。

したがって、審査請求人に係る同月分の保護費の算定については、法令等に則って適正に行われたものと認められる。

その他、本件処分に違法又は不当な点はない。

なお、処分庁は、本件処分は、期末一時扶助の支給に伴う保護費の増額決定であり、審査請求人に対する授益的処分であるため、審査請求の対象とならない旨を主張しているが、審査請求人は、本件処分が法令等に則った適正な処分であるか否かについて審査請求を行う法律上の利益を有していることから、当該主張は認められない。

2 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、本来の保護費支給額 81,440 円から別途支給額 20,000 円を差し引くことは違法又は不当であると主張しているところ、令和 5 年 12 月 5 日付けで内閣総理大臣から参議院議長に送付された「生活保護行政の適切な運用に関する質問に対する答弁書」によると、「被保護者に対して保護費を毎日少額ずつ支給すること（中略）は不適切だと考えるが、政府の見解を伺う。」という質問に対し、「保護の実施機関（中略）において、要保護者の家計管理の状況等を踏まえて適切に判断されるべきもの」とされている。

したがって、当該取扱いがなされていることをもって本件処分が違法又は不当であるとまでは言えない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 7 年 6 月 16 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 7 年 8 月 18 日及び令和 7 年 9 月 29 日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第 5 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、本件審査請求に当たり以下のとおり主張している。

（１）本件処分通知の「3 12 月定例支給額（見込）」の「（４） 保護費の中からあなたにかわって福祉事務所が支払う金額」の「その他」の欄に 20,000 円が記載されているが、審査請求人が何らかの負債を負い、それを処分庁が審査請求人に代わり弁済したので、これを差し引くという意味であり、法に違背する。

（２）本来支給されるべき額 81,440 円から 20,000 円を差し引いたのは違法又は不当である。また、3 回分割支給と言っても、保護費支給日から 1 か月後に先送りされ、大変堪えた。

審査請求人の上記（１）及び（２）の主張の趣旨は、本件処分において、保護費を分割して支給したことは違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 上記 1（１）の記載を行った理由について、本審査会が処分庁に質問を行ったところ、保護変更決定に係る通知については、生活保護業務システムの仕様による定型のフォーマットに出力されることとなっており、システムの仕様の都合により、便宜上やむを得ずこの欄に記載したものである旨の回答を得た。

上記 1（２）の分割支給に関して、本審査会が処分庁に確認を行ったところ、処分庁は差し引いた 20,000 円を月末である令和 5 年 12 月 26 日に、審査請求人に対して支給していることが確認できた。

3 上記 1 及び 2 を踏まえて検討すると、本件処分において保護費を分割して支給したことが違法又は不当であるとまではいえない。また、処分庁が行った令和 5 年 12 月分の審査請求人世帯の生活保護費支給額の算定については、法令等に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分通知書の「その他」の欄への金額の記載をもって、審査請求人に対して分割支給の額を通知しているが、この記載からは分割支給の開始について理解することは困難であることから、処分庁におかれては、今後、処分通知書の丁寧な記載について、検討する余地があるものと考えられる。

4 そのほか、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委 員 井 上 禎 男

委 員 井手上 治 隆

委 員 森 美知子